

# 地方自治法の抜本改正に向けての意見

平成 22 年 5 月 19 日  
全国市議会議長会

## 1. 議会内閣制に対する考え方

○議員を副市長等に登用することを可能にする「議会内閣制」は、二元代表制を実質的に変質させ、議会を執行機関の中に取り込み、首長の権限強化を目指そうとするものではないかとの疑念を抱かざるを得ない。

○全国市議会議長会としては、二元代表制を堅持し、意思決定機関としての議会の権能をより強化することによって「強い議会」を構築し、二元代表制の機能をより高めていくことを目指すべきであると考えている。

## 2. 強い議会を構築するための方策

○「強い議会」を構築するためには、地方議会議員の法的位置付けを明確にするとともに、議会の自主性・自律性を高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、議会の活動を制約している関係法令上の諸規定を見直すことが必要であり、次の事項を実現すべきである。

- ・ 地方議会議員の職責・職務の明確化
- ・ 議長への議会招集権の付与
- ・ 予算修正権の制限の撤廃
- ・ 議長への議会費予算執行権の付与
- ・ 閉会中の委員会活動の自由化

## 3. 長と議会の関係のあり方

○現行の二元代表制は、「強首長制」と言われるように首長は強大な権限を有している。

○議会と長の関係の検討に当たっては、単なる制度論としての議論ではなく、個々の項目について、実態や長所・短所を含め慎重に検証し、その結果を踏まえて議論すべきである。

#### 4. 監査制度のあり方

○監査制度のあり方については、第 29 次地方制度調査会でも議論されたが、監査委員のあり方が議論の中心であったと思われる。

○その際、本会としては、

- ・ 監査委員を議会で選挙することは、監査委員の独立性を確保する観点から賛成であること。
- ・ 議会選出監査委員は、長の人事権の範囲内にある監査事務局職員の後ろ盾となっていることから、事務局体制の強化なくして単に議選委員を廃止した場合、かえって監査が形骸化する惧れがあることから、議選委員を法律で一律に禁止するのではなく、各議会の判断に委ねるべきであること。

以上の点を主張した。

○監査制度のあり方については、実質的に監査機能の強化を図るという見地から抜本的に議論すべきであると考えている。